

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において子どもを対象とする塾を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）につき、直接請求手続において前提とされた基準年度の売上金額に一部計算の誤りがあり基準とすべき売上額はより高かったとの申立人主張及び資料を踏まえ、立証の程度も考慮して、申立人主張の差額の2割強の金額を用いて算定し直した結果、平成23年3月から平成27年7月までの逸失利益及び東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく平成27年8月分以降の損害（年間逸失利益の2倍分）として、直接請求手続における既払金とは別に、追加賠償がされた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 営業損害（逸失利益）

（期間：自 平成23年3月11日 至 平成27年7月末）

(2) 被申立人による平成27年6月17日付けプレスリリース「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」に基づく平成27年8月以降の営業損害

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、下記のとおり金50万0000円の支払義務のあることを認める。

(1) 35万0000円

(2) 15万0000円

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年2月22日

(仲介委員 八木 清文)